

# 大中遺跡ARアプリ用タブレット端末借用申請書兼使用許可書

平成 年 月 日

播磨町長 清水ひろ子 様

申請者 住 所  
 団 体 名  
 氏 名 印  
 電 話 — —

「大中遺跡ARアプリ用タブレット端末利用規約」を遵守し、下記のとおり、  
 タブレット端末の借用について申請します。

借用期間	平成 年 月 日 ( ) 曜日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで ※原則、利用時間は、1日につき1人1時間以内です。		
借用台数	台	来園者数	名
注意事項	<p>〈大中遺跡ARアプリ用タブレット端末利用規約〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用時間は、1日につき1人1時間以内です。ただし、他の人の順番待ちがない場合は、1回1時間のみ延長することができますので、利用終了時間までに窓口まで申し出てください。</li> <li>2. 順番待ちをされる場合は、利用開始予定 5 分前までに窓口へお越しください。連絡なく利用開始時間を過ぎてても窓口へ来られなかった場合は、利用をキャンセルさせていただきます。</li> <li>3. 利用終了時間になりましたら、速やかにタブレット端末を窓口へ返却してください。返却が遅れた場合は、以後の利用をお断りする場合がありますのでご注意ください。</li> <li>4. タブレット端末は、大中遺跡公園内のみで利用してください。</li> <li>5. タブレット端末は精密情報通信機器ですので、取り扱いには十分留意してください。</li> <li>6. タブレット端末を第三者へ貸し出さないでください。</li> <li>7. 万一、故意または過失によりタブレット端末を故障や破損させた場合は、同等製品を購入していただくなど、弁償をしていただきます。</li> <li>8. インターネットの利用ができないなど利用制限をかけていますが、あらかじめ設定しているネットワークなどの各種設定の変更は禁止します。</li> <li>9. タブレット端末の利用により、第三者に被害を及ぼした場合の賠償等については、すべて利用者の責任のもとで対応していただきます。</li> </ol>		

【事務処理欄】	
《確認》	
身分証明書	: 運転免許証 保険証 学生証 その他 ( )
貸出機器番号	: No. 延長申請 : 有 ・ 無
返却受付	: 午前・午後 時 分 受付者: